



鳥取県公報

令和5年3月7日（火）
第9478号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（79）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定予定（80）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （81）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 指定障害福祉サービス事業者の指定（82）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3 開発行為に関する工事の完了（83）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（3）・・・・ 4
◇ 教委告示	指定技能教育施設の連携科目等の指定等（2件）（3・4）（高等学校課）・・・・・・ 4 指定技能教育施設の連携科目等の解除（5）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（東部地域振興事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和4年10月18日付鳥取県公報号外第67号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業、居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社クラム	米子市新開五丁目 3-7	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	福祉用具貸与	平成22年1月 7日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社クラム	米子市新開五丁目 3-7	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	介護予防福祉用具貸与	平成22年1月 7日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
株式会社クラム	米子市新開五丁目3-7	クラム居宅介護支援事業所	境港市米川町286	平成28年2月 15日

4 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
株式会社クラム	米子市新開五丁目3-7	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	令和5年1月 31日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
株式会社クラム	米子市新開五丁目3-7	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	令和5年1月 31日

鳥取県告示第80号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字朝取平ラ2986の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第81号

令和4年鳥取県告示第144号(令和4管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)等の知事管理漁獲可能量について)により告示したくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量について、令和5年2月14日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ(小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	16.3トン	15.8トン
くろまぐろ(大型魚)	鳥取県定置網漁業	6.3トン	5.8トン

鳥取県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト	米子市両三柳3902	短期入所かけはし	米子市皆生温泉三丁目1-7	短期入所	令和5年2月27日
〃	〃	グループホームつながり	〃	共同生活援助	〃

鳥取県告示第83号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

令和5年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年5月12日 鳥取県指令第202100037777号
- 2 工区(2工区)に含まれる地域の名称

- 西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15
日吉津村 日吉津村長 中田 達彦

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和5年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,200
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,996
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	143,327
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,148
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,541
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,654
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,295
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,148
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,355
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,979
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,293
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,909

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人鶏鳴学園 あすなる高等専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
-----------------	-----------------------------

ビジネス情報	ビジネス情報
--------	--------

- 4 指定及び指定の解除をする年月日
令和5年4月1日

鳥取県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
広告と販売促進	広告と販売促進

- 4 指定及び指定の解除をする年月日
令和5年4月1日

鳥取県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人 i s m 若葉学習会専修学校

- 2 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング

- 3 指定の解除をする年月日
令和5年4月1日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月7日

鳥取県東部地域振興事務所長 岸 田 絵 理 子

- 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）2,661,069キロワット時

予定使用電力量は、令和4年1月から同年12月までの使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決

定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。ただし、令和6年度以降において、本件調達に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とし、入札説明書に従って算出した供給期間総合計金額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和5年3月13日(月)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和5年3月7日(火)から同年4月18日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和5年3月7日(火)から同年4月18日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154条)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和5年3月24日(金)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 令和5年3月24日(金)において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

(7) 令和2年4月1日以降に国若しくは地方公共団体又はその他法人の施設を管理する者が発注した、予定契約電力量340キロワット以上又は年間予定使用電力量887,023キロワット時以上の電気の供給を12月以上継続して履行した実績を有する者であって、入札説明書別添「鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給仕様書」(以下「仕様書」という。)の4に記載された電気の供給条件を満たすことができるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する担当部局

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部地域振興事務所東部振興課総務・庁舎管理担当

電話 0857-20-3505

電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、令和5年3月7日（火）から同月24日（金）までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月7日（火）から同月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月18日（火）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月17日（月）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県東部庁舎 5階 501 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本件調達案件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和5年3月24日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金

の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気利用料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和5年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が成立しなかった場合は落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government Tobu Office Building. 2,661,069 kWh

(2) March 24, 2023 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) April 18, 2023 1:30 PM: Time-limit for the submission of tenders

April 17, 2023 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice: Tobu Regional Revitalization Office, Tottori Prefectural Government Tobu Office Building 6-176 Tachikawa-cho, Tottori-shi, 680-0061, Japan
TEL 0857-20-3505

正 誤

令和4年10月18日付鳥取県公報号外第67号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 3

誤 令和4年10月14日

正 令和4年10月18日

頁 70

行 2

誤 令和4年10月14日

正 令和4年10月18日